

広情個審第41号
令和6年9月26日

広島市監査委員 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年10月27日付け広監第98号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第362号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和5年10月27日付け広監第98号の諮問事案（諮問第362号事案）

平成30年6月23日付けの公文書開示請求に対し、広島市監査委員（以下「実施機関」という。）が令和5年3月27日付け広島市指令監第57号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年5月31日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）

1 審査会の結論

実施機関は、本件部分開示決定により部分開示した4(3)の公文書について、「4 審査会の判断理由」で示したとおり、全部を開示すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定された部分開示内容のうち、「監査委員会議質疑応答要旨」の発言要旨は開示すべきと思料されるので、本件部分開示決定を取り消し、発言要旨について法令の規定に従って開示を行うとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 監査委員会議は、住民監査請求を「受理前却下」するのか「受理」するのかを最終決定する意思決定の会議であり、質疑応答を経て合意形成をする場である。部分開示文書によれば、監査委員の質疑に事務局が答えたのち、事務局が、却下することでよいかといった発言をし、監査委員が「異議なし。」との発言をして合意が成立し、受理前却下の意思決定がなされている。

請求人は、このような意思決定過程を不開示にすることが情報公開条例の本旨に沿うことか、意思決定に係る会議の内容の説明責任を果たさないことが監査委員の使命に沿うことか、理解できないでいる。

イ 監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他の行政運営に関して優れた識見を有する者及び議員のうちから、市議会の同意を得て、広島市長が選任した者である。

監査委員は、市長から独立した地位を認められた、地方自治法で定める執行機関の一つであり、独任制であることから、それぞれの監査委員は独立して職権を行使することができる。

監査委員には、市長から独立した地位と独任制という大きな権限が与えられていると同時に、その執行についての大きな責任とともに市民への「説明責任」も背負っている。その重要な職務に対して、対価としての報酬も税金から支出されている。

監査委員は、執行機関として、なぜ受理前却下したのか又はなぜ受理したのかを説明する責任がある。このような説明責任は、監査委員に限って免除されている訳ではない。

ウ 「公にすると将来の監査委員の判断を拘束」するとはどういうことなのか。「判断を拘束する」とは、公になったことで、同様の判断しか出来なくなるという意味にとれる。

監査委員の不開示理由は「公にすると将来の監査委員の判断を拘束し、将来の審議に支障を及ぼすおそれがあるため」であるから、素直に読めば、「開示すると今後の監査委員の判断を固定する結果になるから、将来の審議で適正な判断ができなくなる」、つまり、将来、監査委員は間違っていると思っても同じ判断しかできなくなる、ということになるようである。

本件「監査委員会議質疑応答要旨」は、受理するか却下するかの決定を行っている会議の議事録である。重ねていうが、受理するか却下するかは、単に受理要件を満足しているか否かにかかっているだけであり、受理要件については、最高裁等の判決などで確定しているものであるから、開示することで将来の監査委員の判断を拘束することはあり得ない。

エ 「支障を及ぼすおそれ」とは、単に可能性があるというだけでは足りず、具体的な蓋然性があるものに限られる。監査委員は、優れた見識を有する人であって適任であると認められる人を、議会の同意を得て市長が選任したものである。権限に対して適任と市長が判断した人が、自らの権限に反して、必要な時に必要な発言や判断を行わず、公の会議での自分の発言が公表されると、抑制的になったり萎縮したりして、本来の仕事ができなくなるというのであろうか。

監査委員は、「将来の審議に支障を及ぼすおそれ」が、具体的にどのようなもので、それによって将来の監査での自由な審議ができなくなる蓋然性が高いことを明らかにしなければならない。

オ 公文書は市民共有の財産であり、公開が原則である。情報公開制度によって開示された情報は、仮に、批判の対象となったとしても、市政の推進に活かされるべきものであるから、開示によって批判されることをおそれ、非開示とすることは本末転倒といわざるを得ない。

そもそも、住民監査請求の要件審査をする監査委員会において、新たな住民監査請求に対しては、その請求における要件審査を淡々に行えばよいのであるから、請求人には、前の審査での質疑応答内容が公表されたとしても、次の審査に影響を及ぼすとは到底考えられないのである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求に関する対象公文書のうち、監査委員会議質疑応答要旨の「発言要旨」について、単なる事実の確認や形式的な発言に係る部分を除く部分を公にすると、監査委員による審査や監査の結果に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法等の内容が明らかになることにより、今後の住民

監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的效果をもたらすおそれ、また、将来の監査委員の判断を拘束し、将来の審議に支障を及ぼすおそれがあり、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第3号に該当するため不開示とし、その他の部分を開示する決定を行った。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

なお、情報公開制度の目的の一つに、行政の意思決定過程を明らかにすることでその適正さを担保することがあることを考慮すれば、ここにいう「支障」については名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められると解される。

(3) 本件審査請求の対象公文書について

請求人は、2(1)の審査請求の趣旨のとおり、監査委員会議質疑応答要旨の発言要旨（以下「発言要旨」という。）の開示についてのみ述べている。

したがって、「平成30年第4回監査委員会議（2月7日開催）議事録の調製について（伺い）」のうちの「案件4 広島市職員措置請求（第187号案件）の要件審査について」（以下「第187号」という。）及び「案件5 広島市職員措置請求（第188号案件）の要件審査について」（以下「第188号」という。）の発言要旨の不開示事由該当性について、以下、検討する。

(4) 「第187号」及び「第188号」の発言要旨の不開示事由該当性について

ア 実施機関は、「第187号」及び「第188号」の発言要旨について、単なる事実の確認や形

式的な発言に係る部分を除く部分を公にすると、監査委員による審査や監査の結果に至る検討内容が開示され監査等の具体的手法等の内容が明らかになることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的效果をもたらすおそれ、また、将来の監査委員の判断を拘束し、将来の審議に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため、不開示としたと主張する。

イ 条例第7条第3号の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ことによる情報の不開示において、当該「支障」は名目的なものでは足りず実質的なものであることが必要であり、当該「おそれ」は単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が必要であると解されることから、「第187号」及び「第188号」の発言要旨を公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて、個別具体的に検討する。

(7) 「第187号」の発言要旨について

当審査会が見分するに、発言要旨の不開示部分は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づく住民監査請求に関する検討に係る監査委員及び事務局の発言である。当該不開示部分は住民監査請求の要件に関する審議に係る記載であり、当該記載の内容は当該住民監査請求の却下通知書に記載されている内容と同様であり、却下通知書のそれが開示されていることから、当該不開示部分を公にすることにより監査委員の審議の過程が明らかとなるものではあるが、監査等の具体的手法等に係る記載はされていないことから、これを公にすることにより将来の住民監査請求に係る審議に実質的な支障を及ぼす具体的なおそれがあるものとは認められない。また、当該不開示部分を公にすることにより今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的效果をもたらす具体的なおそれがあるとも認められない。

(8) 「第188号」の発言要旨について

当審査会が見分するに、発言要旨の不開示部分は、地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求に関する検討に係る監査委員の発言である。当該不開示部分には住民監査請求の要件に関する審議に係る内容が記載されているが、監査等の具体的手法等に係る記載はされていないことから、これを公にすることにより将来の住民監査請求に係る審議に実質的な支障を及ぼす具体的なおそれがあるものとは認められない。また、当該不開示部分を公にすることにより今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的效果をもたらす具体的なおそれがあるとも認められない。

ウ したがって、「第187号」及び「第188号」の発言要旨の不開示部分を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は当該不開示部分を開示すべきである。

(5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 5 . 1 0 . 2 7	広監第 9 8 号の諮問を受理（諮問第 3 6 2 号で受理）
R 6 ・ 8 ・ 8 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 6 ・ 9 ・ 1 2 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
神 野 礼 斉	広島大学大学院教授
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱 野 滝 衣	弁護士